スマホ安心パック規約

第 1 条 (規約の適用)

- •株式会社ネオグリフ(以下「運営元」といいます。)は、スマホ安心パック利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これにより「スマホ安心パック」サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。
- •当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本規約が変更された後の本サービスの利用に係る料金やその他の提供条件は、変更後の本規約によります。
- •変更後の本規約は、当社の指定するウェブサイトに掲載した時点から効力が生じるものと します。

第2条 (本規約の承諾及び会員契約の締結)

利用希望者は、本サービスに申込むことにより、さくら損害保険株式会社が提供する「通信端末修理費用保険特典」および以下の G・O・G 株式会社が提供する「かけつけサポート」と株式会社ネオグリフが提供するコンシェルジュサービス・PC 無料引き取りサービスを、利用することができるものとします。

① 通信端末修理費用保険特典

対象端末故障時の修理費を保証するサービス。概要は別紙2に定めるとおりとします。

- ② かけつけサポート
- (1) G 社が提供するパソコン機器の使用上のトラブル等の対応サービスを、一般顧客向けの 提供価格ではなく、割引価格にて利用できるサービスです。
- (2) 会員は、G 社との間で直接サービス利用に係る契約を締結の上で利用できるものとします。尚、概要は別紙1に定めるとおりとします。
- ③コンシェルジュサービス

修理店のご案内や修理価格のお見積りなど、お客様のご利用されている端末の修理に関わるサポートサービス。尚、概要は別紙3に定めるとおりとします。

④PC 無料引き取りサービス

不要なパソコンを無料で引き取るサービス。尚、概要は別紙4に定めるとおりとします。

第3条 (本規約の承諾及び会員契約の締結)

利用希望者は、本規約に同意し、運営元が指定する方法にて、本サービスを申し込むものとし、運営元が承諾した場合に限り、本サービスに関する契約(以下「会員契約」といいます。)が成立し、本サービスの会員になるものとします。

かけつけサポート

1. 定義・確認事項

① 「かけつけサポート」とは、運営元の提供する本サービスの1つとして、G・O・G 株式会社(以下「G 社といいます。)の提供するパソコン機器の使用上のトラブル等対応サービス(以下「訪問サービス」といいます。)を、会員価格(通常価格から 10%割引)にて利用できるサービスをいいます。

※訪問サポート料金及び延長料金のみ割引対象で、オプション料金を含むその他料金は対象外となります。

- ② 「訪問サービス」は、会員と G 社との間で直接サービス利用に係る契約を締結の上で利用するものとなります。なお、訪問サービスの提供は、運営元の本サービスの内容に含まれません。
- ③ G社の提供する「訪問サービス」の概要・条件等は、本規約制定時点において、第2項以下のとおりです。会員は、G社への訪問サービスの利用契約の申込時に、都度、最新の情報等を確認するものとし、会員の自己の判断と責任において、訪問サービスを利用(申込み・契約締結を含みます。) するものとします。
- ④ 運営元は、会員の訪問サービスの利用およびそれに関連して生じた会員または第三者の損害に対して、いかなる責任も負わず、また一切の賠償・補償も行いません。

2.「訪問サービス」の概要

- ① 訪問サービスとは、会員のもとに、G社の専門スタッフが訪問し、パソコンやルーターなどの機器の設定や、デジカメやプリンターなどの周辺機器の使い方などを有料(本サービスの利用料金とは別に G 社所定の料金表に基づき、訪問サービスの利用に応じて会員は G 社に支払いを行う必要があります。) にて利用可能なサービスです。
- ② 訪問サービスでは、G 社は、会員に対して、会員価格(割引価格)による対応サポートを実施します。
- ③ 訪問サービスの内容、料金等は、以下の URL に規定されます。

https://www.gog.co.jp/terms/visitsupport.php

④ 訪問サービスの内容は、予告なく内容が変更されることがあります。

3. サポート範囲

- ① 対象機器
- (1)日本国内でご購入されたパソコン及び周辺機器・スマートフォン・タブレット・インターネット対応機器
- (2)現在もハードウエア及びソフトウエアメーカーがサポートしている範囲内
- ② サポートエリア
- 第2項記載のURLにてご確認ください。
- ③ 受付時間 電話受付 10 時~20 時(土日祝日も営業。なお年末年始(12 月 31 日~1 月 3 日)は受付しておりません)
- ④ サポート対応時間 8 時~23 時(土日祝日も営業。なお年末年始(12 月 31 日~1 月 3 日)

4. 利用方法

訪問サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

- ① 利用の連絡を、下記の専用窓口(以下「専用窓口」といいます。)へ、会員本人から直接電話により、ご連絡ください。
- ② 専用窓口は、会員からの連絡を受けた際に、会員の本サービスの加入状況等の照会・確認をします。
- ③ 専用窓口は、会員の本サービスの加入が確認できた場合、会員の状況をヒアリングし、概算見積もり金額を提示をいたします。なお、実際の状況の診断前のため、この時点の見積もりは概算のものとなります。実際の訪問サービス提供時の診断後に見積もり金額が変わる場合もあります。
- ④ 会員と G 社のスタッフが相談の上、会員が訪問サービスの利用を希望する場合は、G 社のスタッフの訪問等の日時を決定し、スタッフが会員の自宅や会社等指定の場所に訪問等します。
- ⑤ G社のスタッフが訪問投資、会員の状況を解決等し、会員は、G社の請求に従い、G社に対して訪問サービス料金を支払うものとします。

専用窓口 Tel: 0120-570-075

5. 訪問サービスの中断・中止

以下のいずれかに該当する場合、G 社のスタッフは、訪問サービスのサポート作業を実施せずに作業を終了する場合があります。

- ① 申込内容がサポートの対象外である場合
- ② 申込内容に虚偽の事項が確認された場合
- ③ サポートに必要な情報等を開示いただけない場合
- ④ サポートに必要な機器や環境が整っていない場合
- ⑤ 対象機器に致命的障害があり、サポートを行えない場合
- ⑥ サポートの過程で、申込内容以外の追加作業が必要になり、追加料金のお支払いに承諾 を得られない場合
- (7) 違法コピー等、日本国の法令に違反するサポートを要求された場合
- ⑧ その他 G 社の定める場合
- 6. 免責事項
- ① 訪問サービスにおけるサポートは、情報の制限及び技術的な制限等を受けることから(正確性、利便性、有用性、完全性等)を保証するものではありません。
- ② サポートを利用することにより、対象機器のメーカー等の保証が受けられなくなる場合があります。
- ③ 対象機器等の環境により、サポート終了時間の保証はできません。
- ④ 作業環境及び会員の事由により、サポート終了時間が予定より長引いたり、終了できない可能性が
- ある場合は、サポートを中止または延期することがあります。
- ⑤ その他、G 社の定める事項。

別紙3

コンシェルジュサービス

- 1.「コンシェルジュサービス」の概要
- ① お客様の端末が破損した際にお近くの修理店をご紹介
- ② 修理にかかる費用のお見積りを提示

2. 利用方法

コンシェルジュサービスの、利用方法は以下の通りとなります。

- ① 利用の連絡を、下記の専用窓口(以下「専用窓口」といいます。)へ、会員本人から直接電話により、ご連絡ください。
- ② 専用窓口は、会員からの連絡を受けた際に、会員の本サービスの加入状況等の照会・確認をします。

専用窓口 Tel: 03-6912-9522

受付時間 電話受付 11 時~18 時(平日のみ。なお年末年始(12 月 31 日~1 月 3 日)は受付しておりません)

別紙4

PC 無料引き取り

はじめに

弊社サービスをご利用いただくお客様は、本規約に同意したものとし、 本規約に従って本サービスをご利用いただくものとします。

1.データの取扱いについて

お客様の責任において予めデータ消去してからお送りくださいますようお願いいたします。 本サービスのお申込みと同時にデータ消去(または物理的破壊)を承認されたものといたし ます。

機器の到着後、速やかにデータ消去(または物理的破壊)いたしますが、万が一、残存データ等の消去もしくは流出による事故が発生しても弊社では一切の責任を負いかねますので 予めご了承ください。

2.商品の取扱いについて

送付いただいた商品は、弊社の所定方法にて直に回収・処分させていただきます。いかなる 場合であっても、お客様へのご返却はお受け出来かねますのであらかじめご了承ください。

3.送付先について

商品につきましては、下記にご送付お願いいたします。

〒171-0014

東京都豊島区池袋 2-11-2 アルコイルス K ビル 4 階PC 無料引き取りセンター宛

通信端末修理費用保険特典

1. 概要

株式会社ネオグリフが提供するサービス 「スマホ安心パック」に付随関連して、被 保険者が所有し、使用する無線通信機能を 内蔵したスマートフォン、タブレット端末 (タブレットPCを含みます)、ノートパソ コン、スマートウォッチ、モバイルゲーム 機、AirPods各種をいい、以下「対象端 末」といいます。)の破損・水濡れ等によ り会員に生じた損害に関して、引受保険会 社をさくら損害保険株式会社(以下「引受 保険会社」といいます。)、保険契約者を株 式会社ネオグリフ、被保険者を会員(会員 が個人に限り、生計を同一にする同居の親 族(2親等以内)および別居の未婚の子を 含みます。)とする通信端末修理費用保険 契約に基づき、引受保険会社から保険金額 を上限とする保険金が支払われる特典をい います。

2. 対象端末 (保険の対象)

- (1) サービス「スマホ安心パック」に付随した無線通信機器のうち、以下の表の種別、かつ、以下の条件を満たすものを、対象端末とします。
 - ① サービス利用契約開始日を起算日としてメーカー発売日から5年以内の製品であるか、または、メーカー発売日から5年以上経過した製品であっても、サービス利用契約開始日を起算日として1年前より後に購入されたことが証明できる端末とします。
 - ② 本サービス利用契約時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、 正常に動作している端末。
 - ③ 会員の所有する端末。
 - ④ 日本国内で発売されたメーカーの正 規品である端末。
 - ⑤ 日本国内で修理可能なもの、かつ、

日本国内で購入可能な端末。

- ⑥ 本サービスの利用契約開始日より1 年間の間に2端末を上限とし、支払回数 は同一端末か異なる端末であるかを問 わず、総計2回とします。なお同一事故 による求償は1度きりとします。
- (2) 対象端末は、以下の表に記載される種別に限られます。
- なお、引受保険会社は、保険の対象(対象端末)を事故が発生した時に登録し、 以降は登録端末が保険の対象端末となります。機種変更等により対象端末に変更がある場合は、登録端末機器変更 届出書の提出が必要になります。
- (3) 以下のものは、対象端末から除かれます。
 - ① 2(1)①の対象期間経過後の端末。
 - ② 対象端末の付属品・消耗品(ACア ダプタ・ケーブル・マウス・キーボ ード・バッテリー・外部記録媒体 等)。
 - ③ 対象端末内のソフトウェア。
 - ④ レンタル・リースなどの貸借の目的 となっている端末。
 - ⑤ 過去に当該対象端末のメーカー修理 (メーカーが指定する正規の修理拠 点で修理されたもの)以外で、加 工・改造・過度な装飾がされたと当 社が判断した端末。
 - ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品 (違法な拾得物等)である端末。
 - ⑦ 日本国外のみで販売されている端 末。
 - ⑧ 本サービス以外の保険、または保証 サービス(延長保証サービス等を含 みます)等を用いて修理費用のすべ てが填補されたか又は交換が可能な 端末。

⑨ 業務に利用されている端末機器

3. 補償期間

(1) 会員は、本サービスの利用契約開始日 より本サービス契約期間中、通信端末 修理費用保険を利用できるものとしま す。

引受保険会社は、会員に以下、5. 記載に 応じて、対象端末に損害(修理費用・交換 費用をいいます。)が生じた場合に、1会員 あたり1年(起算日は、本サービスの利用 契約開始日とします。) につき下記記載の 金額(非課税)を上限として、会員が被っ た実損金額を通信端末修理費用保険金とし てお支払いします。但し、除外事項に該当 する場合、保険金はお支払しないものとし ます。

4. 保険金額

対象端末の種別		
スマートフォン	タブレット端末(タブレットPCを含む)	
ノートパソコン	スマートウォッチ	
モバイルゲーム機	AirPods各種	

5. 補償の範囲(保険金が支払われる場合と支払われない場合)

対象端末	保険金額 (※1)	免責金額	ご利用上限回数
スマートフォン タブレット端末 (タブレットPCを含む) ノートパソコン スマートウォッチ モバイルゲーム機 AirPods各種	修理可能:最大20万円 (※2) 修理不能:最大10万円 (※3)	免責金額:3千円 (※4)	保険金の支払回数は 年2回まで (※5)

- で修理をした状況を指します。また、 修理不能とは、対象端末のメーカー等 での修理が不能で、会員が別途対象端 末の同等品を購入した状況を指しま す。
- ※2 対象端末のメーカー保証内の故障の場 合は、有償修理に要した実費に対し て、最大金額を上限として保険金(非 課税)をお支払いします。なお、修理 により同等品を本体交換した場合も修 理可能扱いとなります。
- ※1 修理可能とは、対象端末をメーカー等 ※3 会員が修理不能となった当該端末の購 入時御価格の50%の金額に対して、最 大金額を上限として保険金(非課税) をお支払いします。ただし、購入証明 書(購入時の価格が記載されている書 類)の提出ができず、同等機器を再購 入された場合は、再購入価格の50%の 金額に対して、最大金額を上限として 保険金(非課税)をお支払いします。
 - ※4 保険の対象に生じた損害の額が1回の 事故につき、免責金額(3千円)を超 過する場合に限り、その超過額に対し

てのみ、損害保険金を支払います。ただし、1回の事故によって生じた損害の額が、保険金額に相当する額以上となった場合は、保険金の支払額を算出するにあたって、免責金額を適用しません。

※5 一会員に対して支払われる保険金(不課税)の上限額は、1年間(起算日は本サービスの利用契約開始日)につき20万円です。

本サービスの利用契約開始日より1年間の間に、2端末を上限とし、支払回数は同一端末であるか、異なる端末で

あるかを問わず、総計2回とします。 なお同一事故による求償は1度きりと します。

なお、下記の除外事項に該当する場合 は保険金の支払いを受けることができ ません。

【提出必要書類】

区分	提出必要書類
「修理可能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書② 修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの③ 損害状況・損害品の写真④メーカーの発行する保証書(メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑)
「修理不能」 の場合	 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不能であることを証明できるもの 修理不能となった対象端末の購入時の金額が確認できる領収証や帳票 損害状況・損害品の写真 盗難届受理証明(盗難の場合のみ)

■保険金が支払われない場合

「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以 下のいずれかに当たる場合には、保険金支 払の対象外とします。

- (1) 会員の故意、重大な過失、法令違反に 起因する場合
- (2) 会員と同居するもの、会員の親族、会員の法定代理人、会員の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる 津波による損害
- (4) 洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災 による損害
- (5) 台風・旋風・暴風等の風災による損害
- (6) 引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- (7) 会員が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する場合(群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。)
- (9) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (10) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (11) 利用契約開始日前に会員に生じた、 お支払要件に定める被害
- (12) 利用契約が終了した日の翌日以降に会員に生じた、お支払要件に定める被害
- (13) 対象端末が、日本国内で販売された メーカー純正の製品以外の場合(携帯電 話通信会社で販売した製品または日本法 人を設立しているメーカーの純正製品は

除く)

- (14) 対象端末を家族・知人・オークション等から購入・譲受した場合
- (15) 対象端末が、被保険者以外の者が購入した端末であった場合
- (16) 対象端末が、被保険者以外の者が使用する端末であった場合
- (17) 付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・周辺機器等の、故障、破損、または交換の場合
- (18) ご購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合(初期不良を含む)
- (19) 対象端末のメーカーまたは販売店が、 自らの決定または行政庁の命令に基づい て、瑕疵の存在する(瑕疵の存在が推定さ れる場合を含む) 製品を対象として回収 または修理を行った場合における、回収 の原因または修理の対象となる事由
- (20) すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦 げ等、対象端末の本体機能に直接関係の ない外形上の損傷
- (21) 対象端末を、加工または改造した場合
- (22) 対象端末の修理、清掃等の作業中に おける作業上の過失または技術の拙劣に よる場合
- (23) 対象端末にかかった、修理費用以外 の費用に関する請求(見積り取得に関す る費用・送料など)
- (24) 詐欺、横領によって生じた損害
- (25) 自然の消耗、劣化、縮み、変色または 変質による損害
- (26) 修理中に航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用による損害
- (27) 日本国外で発生した事故による損害
- (28) 紛失によって生じた損害

(29) 中古製品として購入された対象端末の自然故障(取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した電気的・機械的事故)

以上